

平成26年労第461号 併合
平成26年労第462号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付け、同年○月○日付け及び同年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分、並びに同年○月○日付けで請求人に対してした同法による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社Cに採用され、プレス工として就労していたところ、平成○年○月○日、金型プレスに左手を挟まれて受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害後、D病院に受診し、「左示指、中指、環指、小指基節骨開放骨折、左示指、中指、環指、小指挫圧挫滅創」（以下「旧傷病」という。）と診断され療養し、その後、各医療機関で腹部有茎術、腐骨切除術、左手瘢痕拘縮形成術等を受け、療養の結果、平成○年○月○日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、E整形外科に受診し「左手指拘縮・左手蜂窩織炎」（以下「現傷病」という。）と診断されたため、旧傷病が再発したとして、監督署長に対し、平成○年○月○日からの療養補償給付及び平成○年○月○日までの休業補

償給付を順次請求したところ、監督署長は再発とは認められないとして、各請求に対して、それぞれ支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、併合して審理する必要があると認め、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第14条の2の規定により、これらを一部併合して審理し、平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けでこれらを棄却したので、請求人は、更にこれらの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

当審査会は、各再審査請求について併合して審理する必要があると認め、労審法第50条において準用する同法第14条の2の規定により、これらを併合したものである。

なお、請求人は、治癒後の障害等級決定の処分を不服として、審査請求をしたが、審査官はこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の現傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果一旦治癒した後に再発した場合、保険給付の対象となるが、それが現傷病の再発であると認められるためには、①現傷病と再発であるとする傷病との間に医学的にみて相当因果関係が必要であり、その上で②現傷病治癒時の症状に比し、再発であるとする傷病発症時の症状が増悪しており、かつ、③治療効果が期待できるものでなけれ

ばならないとされていることから、以下検討する。

(2) 請求人の症状等についての各医師の意見等は、次のとおりである。

ア 請求人は、本件災害により負傷した左手断端部の血色不良、腫れ、熱感及び圧痛が出現したと訴えるところ、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「左手（血行障害に伴う）蜂窩織炎」と診断し、同診断の根拠として、「当初の傷病で血行不良が残存し、それが今回悪化した」と述べている。

イ また、G医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「左手切断術後」と診断し、要旨、外傷後の血流不全状態が末梢組織で起こったためであり、今後この症状は起こりうる、と述べている。

ウ しかし、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、処置内容からみてアフターケアの範囲であり、再発とはし難い、と述べている。I医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、傷病名を「左手指圧挫創、左示指、中指、環指、小指の開放性骨折による各指切断、断端部痛」（以下「本件傷病」という。）とし、再発について要旨、本件傷病は、当初の災害によって切断した断端部が季節的な変化により血行障害を生じたものと考えられ、旧傷病との医学上の相当因果関係が認められる、と述べている。しかし、同時に、平成○年○月中旬頃から皮膚移植部にできた発疹は化膿状態とならず、骨髄炎も併発せずに治ゆしており、治ゆ時の症状が増悪したとは認められず、主治医が行っている療養は、血行障害に対する投薬及びリハビリテーションで、特別な治療効果が期待できるものは認められない、と述べている。

エ 当審査会は、上記医証や、その他の請求人に係る診療録、経過等を総合的に勘案すると、I医師の鑑定書における判断は妥当であり、請求人の本件傷病は、上記（1）の再発の要件を満たさないことから、旧傷病が再発したものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。